

はしがき

本書は、中尾英俊『入会裁判の実証的研究』（法律文化社、一九八四年）の続編である。中尾先生は、昨年一二月急逝された。本書の編集がまもなく完了しようとする頃であった。本書で先生が分担された執筆部分は、その遺稿である。先生は、生涯を入会権研究に捧げられた。その研究姿勢はつねに実証的あり、フィールドワークを基礎として、そこから得られた事実認識に基づき、入会権の体系化に努められた。七〇年代中頃からは、つとに、頻発する入会権訴訟に関わりをもたれ、裁判上、正確な入会権の認識を実現すべく、努力を重ねられた。西南学院大学で教鞭を執られたあと、停年で大学を退かれてからは、弁護士としても入会裁判に関われ、このことによって、研究者としても、弁護士としても、かかる訴訟に精通されるに至った。

中尾先生には入会について多くの著書があるが、その中で前書『入会裁判の実証的研究』は、異彩を放っている。同書は、判決の単なる評釈ではない。現地を訪れ、関係者からの聞き取りを含む実態調査、裁判の舞台となった村の歴史と現状、裁判後の当地の現状などを明らかにした、すぐれて法社会学的研究の書である。

その後、中尾先生から指導薫陶を受けた者や、入会権の研究会や入会裁判を通して親交のあった者たちが、先生とともに、または独自に、フィールドワークを基礎として具体的な入会権訴訟を研究してきた。前述の『入会裁判の実証的研究』は、いわばその指針として位置付けることができる。そこで、その成果を同書の続編として刊行することとした。すなわち、本書においても、『入会裁判の実証的研究』の意図を引き継ぎ、裁判で争われた事例およびその舞台の実態を明らかにすることに努めた。

ところで、入会とは農民が山林に立ち入って枯れ枝を採取したり草を刈ったりする権利である、と説明されること

がある。入会をどのように定義すると、今日の日本で、山林において採草・採薪などで収益を得ている農民がいるのか、そのような山林の入会利用がまだ残っているのかと、その現代的意義について疑問に思う人がいるかもしれない。しかし、入会を右のように定義することは誤っている。その上で、私たちは、中尾前掲書刊行ののちも多くの入会裁判が闘われた事実を指摘しなければならない。

本書は、平成に入って以降の入会裁判を検討したものである。現代日本の入会裁判の傾向として、開発か環境保全かが争点になったケースが多いことが指摘できる。

ところで、環境経済学の分野において、コモンズ論が勃興し、その中で入会権が評価されている。環境保全志向については、私たちも、コモンズ論者と志を同じくするといつてよいだろう。ただ、コモンズ論者の中には、法学の体系の中で私権として入会権が位置付けられていることに無頓着な人がいるように思われる。入会権の私権の性格を強調すると「コモンズの悲劇」につながり、今日では開発の促進につながると思われているのかもしれない。しかし、法学学において、私権の客体たる財産がつねに完全なる商品として取引されて環境破壊の原因となるものと位置付けられているわけではない。そもそも私権には、公共的性格が内在しているのであり、さらに、入会には地域の公益に資する歴史があった。私たちは、私権としての入会権が、環境保全の機能を営むことがあるという脈絡に注目したのである。裁判となった事例の検討を通して、その論理的・実態的脈絡を追及してみたい。

本書では、環境保全のために訴訟が提起された一二地区を研究対象としている。執筆担当者は、必ず当該地域の現地調査を複数回にわたって行っている。それ以外の地域における執筆者も、同調査に参加し、最終的に、全執筆者ですべての地域における問題を討議した。現地調査は、ほとんど訴訟提起時、あるいは争訟の過程から実施している。ただし、二か所（兵庫県新温泉町中戸手、香川県高松市国分寺）は、訴訟終了後の調査による。

なお、これら一二か所のほか、環境保全問題とは直接結びつくものではないが、入会裁判の特殊性（入会権者の範囲

や訴訟当事者等)を示す四件をも扱っている。このうちの一件は、入会権者による執筆である。

本書を通して、民法などの法の解釈に従事する人びとには、入会権の実態を知ってほしい。またコモンズ論を通して入会に関心をもつ人びとには、裁判では何がどのように争われるのか、またそれが環境保全にどのような意味をもっているのか、などを知るよすがとしていただくことを願っている。

二〇一五年七月

執筆者代表

江 渕 武 彦